

Title	国際政治に於ける國家の問題
Sub Title	
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1947
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.20, No.2 (1947. 11) ,p.13- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19471101-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際政治に於ける國家の問題

内 山 正 熊

目 次

一、序 言

二、國際社會の構造

三、國際社會に於ける國家の要素

四、國際政治に於ける國家概念の變革

五、結 言

一、序 言

國際主義的傾向と國家主義的傾向とは、相容れないもの、對立的なものと考えられるのを常とする。最近の傾向としても、世界的乃至インターナショナルな問題についての關心は著しく強くなっているが、之と反比例して國家的乃至祖國に關する問題についての關心は弱くなつてゐる。事實我々は長らく我が國の政治生活に於て指導原理であつた國家主義に挾別して、之に代つて新しい指導原理として國際主義を迎へてゐるのである。國際政治學的思惟に於ても、國際主義と國家主義とは對蹠的概念とされるのが一般であつて、國際主義の前進擴張は、それだけ國家主義の後退縮

少という形をとるものと考えられて來たのである。(Mower: International Government p. 31)

それは、歴史的にも、國際主義の盛んな時代には國家主義が影をひそめ、國家主義の盛んな時代には國際主義はなりをひそめて、兩者が交替するのを常としてゐるのである。この兩者は理論的にも兩立するといふことはなく、假令その二つが兩立したと見えても、それは政策的に國際主義が温和な國家主義を容れて利用するか、又は國家主義が便宜的手段にその發展のために國際主義を採用するにすぎないのであつて、この兩者は本質的に兩立するものではないのである。國際主義に非ずんば國家主義、インターナショナルか祖國かといふ二者擇一の形で問題が提出されるのは正當なのであつて、殊に國際政治學に於ては國際主義に非ずして國家主義を指導理念とした時には國際政治學は成り立たない以上當然のことである。(註一)

然し乍ら、兩者の比較をたゞ平面的にのみ行つて、一方正しとして之を採る時は他方を排し去つて顧みず、他方に對してはその非なる所以を指摘するに急であつてそれに理解をもたず、眞にこれに代りうるものを提出しないならば、問題は正しく解決されたことにはならないのである。而も、この兩者を安易に妥協する時は、問題は後ろにおしやられて、却て複雑な恐るべき影響を齎らすのである。然るに人は、國際主義乃至世界的問題については直ちに強い關心を示すけれども、國家主義乃至國家の問題については感情的に直ちにタブーとして之に冷酷な目を向けるか、又は唯物論的に之を批判して將來の國家の存在を否定し、「階級と共に國家はまた必然に亡びる」(註二)として、インターナショナルな方向に走り、我々がかつてあれ程その價值を貴んだ國家に對する反動的態度に傾きはしないか。然し乍ら、我々はこの國家の存在に對して眞實な反省を加え、何故に國家主義非にして何處にその非があるかを自覺するのでなければ、眞に國際主義の道を行くことは出來ないのではなからうか。國家主義、國家の觀念には蓋をしめ、一方的に

國際主義、世界の問題に目を注いでも、眞に平和を探索するものとはいえない。我々は第一次大戦後國際主義全盛時代の後に何が来たかを想起すべきである。時流によつて或は國際主義に或は國家主義に變移する態度は一擲しなければならぬ。國際主義か國家主義かの問題は、單に政治學的問題のみに止まるものではなくして、我々の世界觀、人生觀にかゝわる問題として切實な問題でもあるのである。この對決の問題は國家の本質との關聯に於て取扱はるべきであり、限られた國際政治機構のテクニカルな面に於てのみ取り上ぐべきではないと思われるのである。

この國際主義か國家主義かの問題は實に國際政治學の最初にして最後の問題である。國際主義は世界主義と異つて、國家による政治的、經濟的、文化的協力のシステム(Clark Foreman; *The New Internationalism* p. 13)であり、國家の存在を前提するものであつて、又國家なくして國際社會なく、従つて國際政治學もその基礎を失うのである。(註三)。若し又國際社會に於ける國家存在を前提することなく、之をこえた世界國家の實現を見た際には、國際政治學はすでに世界國家の政治學に蟬脱してゐるからである。(註四)。然るに國際政治學が平和機構の問題に重點をおく之餘り、國家の問題は國家學乃至政治學の研究領域にあるものとして、之に委ねる傾きがないとはいえない。勿論その考察は、國際社會の構成の理解に必要な限度に於てであり、それ以上に及ぶものではなく、又結局國家主義の否定に移るべきであるが、而もそれに至るまでの検討が必要であると思うのである。若しこの最初の問題の研究を缺くに於ては、國際政治學は資料の考慮を忘れた建築設計に移るのおそれなしとしないのである。

以上の問題は、すでに今更と取りあげる必要もない自明のことかも知れない。而も今これを取り上げるのは、國際政治學が未だ橋籃の時代にあるが故に(B.H. Clark; *The Twenty Years Crisis 1919-1939* p. 3)をよみすれば理想に走り易く、現實をはなれた世界感情に動かされ易いので、出發點に於て今一度反省の必要を感じるからである。本稿は

元々學生の政治學會誌のために書かれたものであり十分な思索研究を経て發表せらるべき論說ではなく、最近のノートの一部にすぎないものであらう。

(註一) 従来の政治學に於てその指導概念として認められてゐるのは、國家概念である。之が、そのまゝ國際政治の統一的説明になるならば、特に一般政治學から國際政治學を獨立させる必要はないわけである。單に國際關係事象が前面に顯著に現れたことだけで國際政治學の必要は生じて來ない。そこで、國際政治の統一的説明には國家以外の指導原理が要請されねばならぬのである。(續山政道著 國際政治と國際行政 五頁參照)

(註二) エンゲルスは「生産者の自由な平等な結合の基礎の上に新たに生産を組織し直す社會は、全國家機構を、その時に至つてそれが所屬すべき所に移すであらう——考古博物館へ、その紡車や銅斧の傍へ」(家族、私有財産および國家の起源、内藤吉之助譯二二六頁)と述べてゐる。現在マルキスト一般に國家は階級支配の機械と考えられ、冷眼視されてゐること否定せられない所であらう。

(註三) 國際主義と世界主義との異同について、世界主義 cosmopolitanism は國家國民とはなれた立場に於ける人民の協力のシムテムであり、國家をこえた精神的結合的のものである(Potter: An Introduction of the Study of International Organization p. 47-8.) 又普通的世界主義については Walsh History and Nature of International Relations, 中 c Medieval Diplomacy by J. H. Hayes 參照、尙、恒藤恭著「國際法及國際問題」七〇頁以下參照。

(註四) 世界國家に於ては、現在の個別國家と異り、對外的脅威にさらされることなく、従つて國防外交等の對外關係は存しない筈である。それ故に國家間の關係を前提する所の國際政治と異つて、むしろ世界國家の政治は國內政治と類似し専ら人民の自由正義を保障するための政治であり、對外的考慮から解放されたものであらう。

二 國際社會の構造

國家は孤立して存在するものではなく、世界又は國際社會の中に存在してゐることはいふまでもない所である。こ

の現實的客觀的條件を無視しては、國際主義や國家主義の論議は意味をなさない。國際政治の行はれる舞臺たる國際社會の構造を知ることが先づ第一の問題である。然らば國際社會の現實の構造はとうに、それは誠に複雑深刻であつて、容易に把握しえない所であるけれども、その特徴は世界的アナキシーの無政府的自然狀態にあるのでもなければ、又世界政府的の秩序狀態にあるのでもなく、その中間にあることを示してゐる。それは確かに國內社會の様に政府があつてその中樞的權力による統一はなく、そこには諸國家の關係を完全に統制する所の「國際政府」は存在しないのである。尾高教授の言を借りれば、國家は主權的な中核を有する求心的な社會であるが、國際社會はさうな中核をもたない遠心的な「無政府社會」である。(尾高朝雄著、法の範極にあるもの、二七五頁)然し、この無政府狀態といつても教授も指摘されている様に、常に全くの無統制無秩序の混亂狀態というわけではなく、國家の間の勢力の均衡が被れた場合にはいつ實力抗争の修羅場と化するかも知れないという危険をはらんでいることなのである。従つて國際政治は國內政治と異つて、統一性の契機より對立性の契機の方が優越してゐるといわれるのである。(同上書二七六頁)

一體人類というものは全く、不思議な程複雑なものである。それは一方に於て默的であり利己的、冷酷でありながら、同時に高貴な理想と進歩的思想にみだされて明晰で理智的であり溫和親切である。時にその何れかではあるが、然し必ずしも常にその一つであるとは限らないのが常態である。人間と人間との間の關係はセネカの二つの格言、即ち「人間は人間に對して狼である」と「人間は人間に對して神聖なものである」との二極端の間を様々に動いているものである。(Burns, C. Delisle: The World of states p. 19)そして人類の進歩は漸次狼の法則の支配を減少せしめつつあるのであるが人には遺傳が依然存して、過去は我々の血の中に潜んで居り、ジャンゲルの中で生きた名残は

どこかに残つてゐるのである。かゝる要素から文明人一般の秩序生活は成り立ち、その中に秩序と合理性を實し來つた方法のあるものが國家と呼ばれるものである。今迄なしとげられたことは、如何に我々の中にある野獸性が克服されたか、又如何に貴いものか野蠻の中にも存したかを示すものである。現在の事態は善も惡も、人間の行動である限り危険への警告と希望への基礎を興えるものである。(Burns, *Ibid.*: p. 18-20)

この人類生活の矛盾性、野獸の面と神の面の相剋の姿が、國際社會の中に露呈されているのである。そしてその無秩序の自然状態と見える中にも、國家の様々な性格が入り亂れ織りなされて、漸次秩序と統一への苦闘の跡が示されてあるのであつて、この過程は個人が國家を形成するに至つた過程と類似して居り、その發展段階が國家社會形成のそれより後れてゐるかの如くに見えるのである。而も國家社會の中に老幼男女様々の人間が存する如く、國際社會に於ても或は壯年時代の國家もあれば或は幼年時代の國家もあり、その人口、領土、資源、文化、等に於て著しい差異があるのであつて、すべて平等な主權國家の併立という平面的構成をもつものではなく、いわば複雑な立體的構成をもつてゐるのである。

この複雑な國際社會の構造は、結局之を構成する國家の性格が多様であることを理解することによつて把握されるのである。一般に國際社會の構造は無政府状態で統一的でないといわれるのが常である。それは、國際社會が等しく主權を主張する多數の國家がら成り立つて居つて、各國はそれ／＼主權國家であるから、國家以上の高次の權力を有する國際政府が存しないのによるのである。國家社會の構成單位たる國家はルネサンス以來成長して來た近代主權國家であり、この性格は今日に至るまで認められて來た所である。國際社會はこの近代主權國家の成立によつて成立したのであつて、それ以前の中世封建的ヨーロッパに於ては、普遍的秩序による世界的社會が存在してゐたのである。

従つて國家は絶對主權を有する限り各國家はそれ／＼の對立的孤立的であつて、これが國際機構發達を制限してゐたのである。國際社會は結局國家の對外活動の舞臺であり客體であつて、主體性は國家の側にあり、國際社會それ自体に秩序や統制があるわけではなかつたのである。國際社會を律する法は國際法といつても、それは外部に向けられた國家の自律の法であり、客觀的に國家を律するものではなかつたのである。

こゝで注意すべきは、國際社會の構造は近代國家の確立と表裏しなから、國家社會は絶對君主制から民主權制へと發展するのに對して、依然としてルネサンス以來そのまゝの主權國家を樞軸として變化を見ていないことである。

以上の事情から當然引き出されて來ることは、國家がその存在を維持するためには自己防衛が必要であり、國家の第一の任務は自己保存であり、そのため必要な手段即ち戰爭に訴へることが認められ、國家は常に武装して他國と對立的關係に立つてゐるのである。バーンスの表現を借りれば、對外關係に於て國家の主要觀念は國家が相互に「格闘者の構え」をしてゐるのである。(Burns: The World of states, p. 26)そこで國家の獨立と相互依存とは相容れないかの如くに考えられたのは當然である。各國は獨立主權を保持して確定した國境をもち、それ故他國と分離分立してゐたのである。國家は孤立的閉鎖的觀念の上に立つてゐたのであり、世界に對する政治的思惟は國境的思惟であり國際的な考へ方は非現實的、非政治的であるとされてゐたのである。(Burns, ibid: p. 5)

この國際社會の構造に於て特徴的であるのは、近代國家の特徴たる主權平等に基く國家のアトムの集合であることであり、いはゞ國家平等原則が基本的要請であることである。若しこの國家平等の原則が存在しないと假定すれば、國際社會は全くの弱肉強食が行われる世界的アナキーを現出するか、又は國家をこえてすべてを秩序づけ統制する所の世界國家が存在するかの何れかである。故にこの國際法の壽に於ける國家平等の原則は國際社會の存立によつて

絶對に缺くべからざるものである (Dickinson "The Equality of States In International Law" p. 335)。いかに平等とは法の前に於ける平等の意味であり、權利能力の平等をいうのではない。近代國家は權利の享有に於て等しく保護せられ、義務の遂行に於て等しく強制せられる時、法の前に平等である。然し法の前に平等であることは、國家の國際社會に於ける地位の賦與と相容れないわけではない。若し自然法に於ける自然權がそのまゝに國際社會に導入されるならば、この意味の平等は國家の地位の否定となるのである。

こゝに於て愈々我々は國際政治の實體に觸れざるをえなくなるのである。現在何人も明かにみとめる様に、國際政治のリーダーシップは大國にあり、所謂大國主義がその支配的原理である。それは大國と小國の明かな存在の肯定、即ち地位の肯定を意味する。若し絶對的に平等、即ち如何なる小國と雖も大國と同じ權利をもつべしということは全く現實を無視した議論であり、事實さうであるとすれば國際社會の安定は忽ちにして崩壊するであらう。米國とエチオピアとは如何にしても平等の地位を有つとは考えられない。我々は法的平等と、政治的平等とを混同してはならないのである。

從來大國主義の根據として、國際的民主主義が説かれた。古くは神聖同盟時代の歐洲協調コンサート、オプ、ヨーロッパから大國の小國支配は認められたのであるが、二十世紀に入つて、國內民主化の傾向と共に、それと同じ理論によつて國際社會の統一化の努力に於て大國が國際社會の代表者として小國を統制指導することが是認されてゐるのである。ペ尾高朝雄著「法の窮極に在るもの」(三〇九・三一〇頁)然し乍ら、國內と異り、民主主義の基本原理は國際社會には通用し難いのであつて、國際民主主義をそのまゝ受け入れることは出来ない様に思われるのである。然らば、何故に大國主義が許容されるのであらうか。それは世界の構造が秩序と安定を要求し、その全體的普遍的秩序構成のために大國の小國に對する

指導統制がジャステフイされるからではないであらうか。國家の侵略を抑制する世界の秩序と機構なくしては、國家の數が多くなればなる程、戰爭の機會と可能性は多くなること歴史の示す所であつて、政治的集團の大ききの發展は社會進化の主要特徴であると共に、戰爭の頻度を減少するために企てられた最も効果あるファクターであるのである。(Stephen Duggan, *The League of Nations*, p. 174 attitude by Harry Elmer Barnes) 國際社會の動向は、小國分立的アトムの傾向から、大國優位の聯邦主義(Federalism)に向つてゐるのはこれによるのである。この國際社會の構造の變化を考へることによつて、國家の新しい意味も理解されるのである。最初に、國際社會の構造が全く無政府的自然状態でもなく、又世界國家的秩序状態でもなくその中間にあるといつたのはこの意味であつて、國際社會の構造は國家の存在方式の變化によつて變化せられ逆に又國家社會はその客觀的秩序として國家を規制し國家の性格を變化せしめるのである。

三 國際社會に於ける國家の要素

從來の國家は主權を有することがその基本的特徴とされて來たことは何人も認める所であらう。その主權とは國家の獨立權であり、それは他國に對し防衛し自存することが意味されてゐる。然しその主權が所謂最高不可分として絶對的なものであるか否かや問題である。そこで若し國家が主權國家としてあくまで求心的獨立閉鎖的であることを本質とするならば、國際社會はいつ迄も對立的契機が統一的契機に優越して、無政府状態をこえることが出來ず、國際社會は統一的世界社會を進展する可能性は阻まれてゐることになるであらう。然るに國際社會が現實の國家を規制する客觀的な統一的契機をもつとするならば、それは正しく世界國家への過渡的存在となることが出来るのであるが、そのためには從來の主權國家の性格はそのまゝであることが出来ないのである。

こゝに於て、從來國家の本質と考えられてゐた主權概念を検討する必要に迫られるのである。主權は從來他國から何の命令を受けず、國內的に自由な統治權をもつものとされてゐる。若し、主權の最高獨立性が國家の本質であれば、國家は國境という地理的限界の中に閉じこもり、その中に於てこそ結合團結し統一も存するけれども、その外に對してはたえず對立的であり、而もかゝる國家はその上に立つて統制力をもつ權力を認めないから、國際關係は常に對立抗争的であることになる。之に反して、若し主權が絶對的なものでなく閉鎖的でないとすれば、國家は他國との關係に於て協調的であり得て、國際社會の統一組織化という方向に進み得ることになる。そこで國家主權が絶對的であるか相對的であるか、國家が主權に於て自己を最高のものに高めてゐるか否かと問題である。これは國家が本質的に閉じた社會であるか開いた社會であるかといふことに結びついて來る。

ベルグソンに従えば、「社會的結合はある社會の他の社會に對する自己防衛のための必要の結果生れたものであり、人が共に生活してゐる人々を愛するのは他のすべての人々に對抗してゐるのである。」(H. Bergson, *Les Deux Sources De La Moral Et De La Religion* p. 28) といふが、この理論をそのまま國家に適用すれば、國家は閉じた社會であつて、従つて世界乃至人類社會という開いた社會とはカテゴリーを異にすることになる。國家は閉じた社會であるが故に互に他の國家に對しては自己防衛的對立的であり、従つて武裝軍備が要求され、それは亦自衛の必要以上に軍備を擴張して自國の發展を計らんとする傾向を招き、それは又他國を刺戟して之に對抗せしめ、かくて戰爭の危險が起るのである。

然しこのベルグソンの國家と世界的人類の結合を峻別する考へ方は、高田博士も指摘される様に、世界的結合の現實の否定であると思われる。(高田保馬著、世界社會論十八頁)閉じられた社會と雖も完全に閉鎖されたものではない。

閉鎖を原則としてゐるものでもやはり他面に於て開かれてゐるからこそ、家族相並存して村をなし國をなしてゐるのである。「國家又は民族が一角を開いて相結ばれて行く」のである。家族から國家えまでの擴大移行を認める以上少くともこれと同じ論理は國家から世界えまでの擴大移行を認め得るのではないであらうか。(高田博士同上書六〇頁) 閉鎖の二態度は相並んで一方の社會が一方に閉じ、一方に開くというのが事實であると思われるのである。(同上書六四頁)

今迄我々は、國際社會に於ける國家の存在について、閉じた社會の性格を餘りに強調しすぎた傾きがありはしなかつたであらうか。この閉じた面が國際社會に於て國家主權として表現せられ、その分離對立的要素の強調が國際社會の統一を妨げてゐるのではなかつたか。然し乍ら、分離と結合とは判然と對立するものではない、國際關係に於ては殊にさうであつて、政治的關係には對立分離の傾向著しくとも、他方經濟的社會的關係に於てはイズムをこえて結合共存の傾向が強く、一方的態度を以て他國と相握るか相斥けるかの關係にはなくして、多角的態度を以て、一方に握り他方に斥け又中立的態度もとられるのである。相反する所その反面又必ず相結ぶ線が他方に出來て來る。結合と分離の二要素は複雑な組合せをもつて國際社會の中に國家の動向を定めて行くのである。(同上書七七頁參照)

かくて、國家の本質の中に、閉鎖的分離的要素を絶對的なものとするのは事實に反してゐることを知るのである。從來國家の權力的契機が強調せられてゐたのであるが、今や國際政治に於てはこの面は漸次否定せられる傾向にあるのである。國際社會の現状は、國家の閉じた社會の傾向を明かに否定してゐる。一つの世界か、二つの世界かという最近の問題も、閉じた社會と開いた社會との競合の結果生れたものともいえるのである。國際社會は分離の要素が結合の要素より優越するかに見えること屢々ある。資本主義國家群と社會主義國家群との對立が、永久に交はらない

平行線であるとは考えられない。そこには表面の對立分離に拘らず、經濟的社會的側面に於て見えざる結合えの動きがありはしないか、そこに交流する地下水がありはしないであらうか。閉じた社會の底には、共にそれによつて支えられてゐる世界社會が潜んでゐる。我々は國際政治的思惟に於て特に分離よりも結合の要素を重視しなければならぬ。

國際政治に於ける分離の要素の強調は、閉じた社會の傾向、即ち又主權國家の閉鎖的觀念に基因する。然るに今や閉じた社會の性格は開いた社會の性格と結びつてゐることを知つた結果、國家の性格に對しても深い反省を行はねばならない。我々は今迄きつていた國家主義の缺陷がこの閉じた社會の性質の強調にあつたことを知らねばならない。事實は開いた社會の性格を否定し得ないに拘らず、あくまで閉じた社會の中に價値をおいていたのである。外面的には開國し世界の中に存在する形をとりながら、内面的には依然鎖國的だつたのである。世界史の流れにはすべて逆うことは出来ない。こゝに於て我々は、舊い國家の觀念をすて、新しい觀念をもつことが絶対に要請されてくるのである。新しい酒を古い革囊に盛るの愚を犯してはならない。新しい酒は新しい革囊に盛らなければならないのである。

四 國際政治に於ける國家概念の變革

二十世紀に入り、殊に二次に互る世界大戰の結果、世界の構造は前世紀と國內政治的にも國際政治的にも全く變容を來してゐることは明かな事實である。ルネサンス以來國內政治的には、絶對主義からデモクラシーに、モナキーからリパブリクにと國內制度的に非常な變化をとげてゐる。之に對して國際政治的には、國民主義の全盛下に十九世紀的獨立をエンジョイした小國が大國に伍して存在したアトムの國際社會の構造は、小國それ自身の中立獨立は無意味にならしめ、相互依存が生存の條件となり、世界の組織化の方向へ向つて變化してゐるのである。(E. H. Carr:

國際政治の現勢はかくも變貌をとげてゐるのに、之に對する國家の觀念はどうであつたであらうか。國家は對内政治的には大變革をなしながら、對外政治に於ては依然として十九世紀と全く變らない舊い外交政策をとつていはしな
いであらうか。國內政治の構造はアデネ以來非常な變化をなしとげたが、國際政治に於ては、當時と殆んど同じ行動、
同じ信念が依然支配的であるのである。(Burns: The World of States, p. 6) 即ち國際政治狀況は全く變化してい
るのに對外關係に於ける國家の行動は依然として、所謂マキアベリズムを基調とする國家中心主義の外交であつたの
であり、對外關係に於て國家は依然として閉鎖的武裝國家の形態そのまゝであつたのである。新しい狀況に對處する
には、新しい武器が必要であるのに拘らず、國際政治に於ては未だに舊い武器即ち主權國家の觀念を以て對してい
るのである。

國家の閉鎖的觀念の非なる所以は已に知つた所であるが、その具體的表現たる主權國家の觀念が國際關係に於て依
然として通用しているのは驚くべきことである。諸國家は相互に觀念的には閉鎖的孤立的關係に於てありうるとして
も、事實の上では他國との關係に於て存在するのである。それは國家の現在あるは他國の影響によることを知るべき
である。抑々國內制度から已に他國の制度によつて生成變化せしめられてゐる。近代國家の民主政治組織は英國議
會制度の模倣採用により發達したのであり、米國の建國は、佛國流三種分立主義の採用によつて組織されたのではな
かつたか。又露國の社會革命、ソヴィエト組織は、如何に社會主義國の先達として大きな影響を各國に與えてい
るのであらう。獨逸の全體主義組織は又如何に各國の軍備を刺戟整備せしめ、國防國家の範例として全體主義國を興
起させたことであらう。更にたえざる經濟交通の發展は、各國の産業構成に變化を齎し、世界的經濟の分化發展の結果

として或一國は農業國に、他國は工業國にならざるをえない。かくて各國の制度組織は相互に愈々強く影響を與えつ與えられつして相互依存の度を高めて行くのである。

我々は何よりもこの各國相互の依存關係を卒直に認めざるをえない。尙も個人の成長が他人環境に負うが如く、國家の現在の姿は他國の影響によつて出来上つたものである。そこで、從來國家は閉鎖的な主權國家として分離對立的に考えられてゐたのに對して、今や重要なことは、諸國家の對立相異性を知ることではなくて、國家の開放的側面、共通相似性の發見であることを知るのである。(G. Delisle Burns; *The Morality of Nations* Chapter II) 現代國家に於ては、閉鎖的求心的性格は後退して、開放的遠心的性格が顯著な特徴となり、ことにリープスの所謂コペルニクス的轉換が政治的思惟に於て起つてゐるのである。それは單に學者の論議に止まるものではなく、現實に爲政者外交によつて公然と表明せられてゐる所である。

現にかのアトリー英國首相は、「昨年秋原子爆彈の管理についてトルーマン米大統領、キング加奈陀首相と三頭會議についての議會報告演説に於て、原子戰爭が人類絶滅を意味すると説いた後「文明が若しサーヴ、イブせんとするならば諸國家の間に相互理解がなければならぬ。……我々は科學の知識の進歩を平和的人道的目的に活用せんと欲するが故に、十分に交互交流し得る如何なる國家とも基礎的知識を喜んで交換する用意ありと宣言する」のである。又、保守黨領袖イーデン前外相は議會の外交演説に於て、「すべての國家はその『現在の主權觀念』を否定しすべきことを要請してゐるのである。(London, November 28 Kyoto-Apr 1945年日本タイムス十一月廿六日所載による)。

即ち從來主權國家は法的機關として最高性をもち、他からの制約を受けなかつたのに反し、今や平和の脅威破壊のおそれのあるときは自己以外の機關からの強制措置を受けざるをえず、従つて主權は明かに制限を受けてゐるのであ

る。國際法、條約により主權が制約を受けることはいうまでもないことながら、實質的な權利、例えば交戰權すら制限を受けるに至つたことは注目に値する。(註一) いわば主權は最高絶對性を名實共に失ひつゝあるのである。

かゝる國家主權概念の變革によつて、國際社會の構造も飛躍的に變化し、今まで國家と世界との間には非連續とされていた深谷をこえることが出来る可能性が生れて來るのである。いうまでもなく、國家から世界への連結は、單に論理的連續の可能性があるからといつて直ちに實現されるわけには行かない。その兩者の間の架橋は甚だ困難である(註二)。然しこゝでは國際政治學的に國際組織構成の面に限つていふならば、主權という時代後れの國境的概念が否定されるならば、世界組織を阻む横の障壁はとり拂はれ平和機構も成立し得るのである。その意味に於て國家概念の變革は國際政治學に於て絶對的要請であり、若し古き主權概念をもちつゞける限り國際政治學の進展の道は閉ざされているのである。

それはいわば、世界地平的に國際機構を建設するための國家の對外的關係に於ける變容を意味するものである。然しながら、國家主權概念の變革は、對外的にとどまらず、國內的にも行われつゝあるのである。かつて主權の名に於て國家は國民に如何なる命令も下し得る統治權を有したのであるが、現在は人民に對し基本的人權は斷じて侵しえないものとなつて來てゐること何人も認める所であらう。主權は國際的にも國內的にもその絶對性を失ひつゞあるのである。然しそれは國際秩序内に於ける國家の獨立を犠牲にすることは意味しない。こゝに注意すべきポツダム宣言もこれに觸れていることである(註三)。それは單に政治制度の上に限られるものではない。殊に經濟的相互依存は文明の進歩と共に益々大きくなるであらうが、而も分化しながら却てより新しい強い結合が生れて來るのである。文化面に至つては、個性的な特色をもつことによつてこそ世界文化の存在がありうるのである。國內制度の劃一性よりも文化

が分化相異によつて却てより新しい文明的な國際的協力體制は生れて來るのである。世界に於ける新しい國家の結合は國內制度的には自由を許して獨立個性的であつても、精神的にはより強力であらう。(Burns, *The Morality of Nations* p. 249)

但、この國家の新しい性格、即ち主權概念の革命によつて、國際社會の統一、世界機構への統合は如何なる形態をとるであらうか。主權國家の併存のため無政府状態にあつた國際社會は、今や世界戰爭の結果國際聯合という「國際政府」的存在を生むに至つたのである。國際聯合總會及安全保障理事會はいわば、國際議會、國際政府ともいふべき萌芽をもつて居る。前者は國際デモクラシーの旗の下に、加盟國はすべて平等な票決權を有し、三分の二の多數決主義によつて決議がなされるのである(憲章第十八條)これはいふまでもなく國家主權に對する重大な制限を意味するものである。絶對的に主權平等を貫けば、國際聯盟の如く全會一致主義をとらなければならない筈である。尙安全保障理事會に於ては、理事國の多數決により、即ち十一ヶ國中の七ヶ國によつて、手續事項は決議決定せられるのであるが、其他の問題は常任理事國を含む多數決によつて決定される(憲章第二十七條)のであつて、こゝに大國の拒否權の存することは未だ國際組織として完全でないことを示している。而もそれは理想と現實の矛盾の集中的表現と解すべきであつて、そこに國際社會が進歩をなしうるか否かの分岐點が存するのである。然し國際聯合は、戰爭防止、平和と安全の保持のために國際社會が長い苦闘の結果到達した所の國際機構であり、それは、二つの世界、即ちこれを越えることなくしては永久の平和は遂に齎らされない深谷たる西歐デモクラシーと東歐コミニズムの二つのグループの對立の橋渡しをすする所の唯一の場^{フォーラム}である。この國際聯合こそ、現實の對立をはらみながら、平和への道を示す人類のホープである。

(註一) 國際聯合憲章第二條第七項に於て國內管轄事項に對し干渉することなき旨規定しながら、第七章即ち平和に對する脅威、平和の破壊及侵略行爲に關しては強制措置の適用を妨げずとしてゐる、且總會に於ける多數決主義によつて國家の主權は制限せられてゐること明かである。

(註二) 世界主義の理論は古くから存してゐる。そしてその存在理由は決して否定せらるべきではない。然しその人種と國境を越えたゴヌモポリタンの主張は國家と世界の政治的現實から餘りに遠く隔つてゐるのである。現段階に於ては國家の閉鎖的主權をとり除いてもそこに直ちに世界的機構が成立するとは考えられない。國家國民の内的個性を生かしながら世界の秩序のそれ／＼あるべき所に秩序づける國際主義的統一を考へるべきではあるまいかと思われ。

(註三) かつダム宣言受諾に關する往復文書中に「最終的ノ日本國ノ政府ノ形態ハポツダム宣言ニ遵ヒ日本國民ノ自由ニ表明スル意志ハ依リ決定セラルベキモノトス」とあり、主權を失ひ占領下にある國家に對しても、この内的な獨立個性を承認する意向が示されてゐる。

五 結 言

國際政治の基盤たる國際社會の機構が變化し、從つてそれを構成する國家の性格も變化して來たことを以上に於て知つたのである。この國家の性格の變化は國際政治學に重大な意義をもつのであるが、然し以上に於ては唯々國家の對外的關係に於て考察したのであつて、いわば國家主權の變貌を外部的に視たのであり、それが如何なる根據に基づくかを内在的に國家の本質に於て探求したのではなかつたのである。かゝる國家の内在的批判はこゝで到底試みうる所ではないが、こゝではたゞ國際政治の解明に必要な範圍でとが上げてみたいと思ふ。

いふまでもなく、國家が最高の價值をもつ完全な全體社會なりとし、國家を自目的として、即ち國家はそれ自ら目的であつて他の目的のための手段として存するものでないとしてそれを價值判斷の最終的第一基準とする國家主義を

認める限り、抑々國際社會は成り立たないのである。國家が至上の全體社會であれば、組織と道德の存するのは國家内に限られ、國家と他國家との間には存しないことになる。國家以上に國家以外に社會なしということになれば、國家と國家とは相對立して存在し、國際關係は社會道德關係ではなく、非社會的非道德自然狀態となることは明かである。そこで國家は如何なる行爲を行うとも道德倫理とは無關係になり、國際關係の上に於て國家の無道德、惡をジャスティファイすることになるのである。これは現在の國際關係に於て事實とも相異し否定せざるをえない所である。(中島重著「多元的國家論」参照)

かくして國家至上主義の支配するところ、國際社會存せず従つて國際政治は存しないことになり、そこにばただ自國中心の外交あるのみである。國家全體社會説による國家主義を採る限り、絶對主權國家の亂立となり國際關係の自然狀態はさげ難いのであつて、國際政治の存在する餘地もないのである。かゝる國家主義は國際政治を否定するから、國際政治學が國家主義を絶對に非とするのは當然である。國家主義がタブーであるとはこの意味にとる時は正しいといえるのである。

然らばかゝる國家主義非なりとして、すべて國家主義非とせらるべきであるか、國家主義はこれにつきるものであらうか。國家主義は勿論様々の意味をもつが、中島重博士がつとに指摘されている様に、國家本質に關しては二大思潮の對立があり、右の獨乙流國家至上主義に對して英國流の所謂國家株式會社説が國家論が存する。これは國家も亦他の社會と同様な團體の一種であり至上の全體社會ではなく、たゞ一定有限の目的を有する團體とするものである。この立場をとる時は、國家を含む基本社會存在し得、従つて國際社會成立して、その統一發展を計る國際政治も亦存在を肯定されるのである。故に、後者の立場は國家を以て最高の實在とするのではなくして、一の機構制度と見るの

である。それは國家に最高の價值をおくものではなく、國家よりも高い價值の存すること、國家はこの世界的秩序の中に存在することを認めるのである。國家はその基底に世界をもつ自覺の上に立ち、横に世界構造の一環として他國に對して開放的協調的關係をもつと共に、縦に普遍的秩序の一環として相對的地位を占めることになるのである。そこに於ては已に價值基準は國家にはなく、従つてそれは國家主義の名に値しなくなるのである。國家主義という以上、國家に最高の價值をおくものでなければならぬからである。

こゝに於て、固有の國家主義已に國際政治に於てその存在を否定せられ、又國際政治に容れられる國家主義已にその名に値しないとすれば、結局國家主義は國際政治に於てその存在理由を有しないことになる。従つて國際政治に於て國際主義か國家主義かという二者擇一の問題も提出の仕方は正しかつたことになるのである。然しこゝで直ちに國家の問題を國際政治學から抹殺し、國際主義のみを問題にするのは失當である。

已に國家主義が指導理念たりえないといふことは明かになつたけれども、國家は依然として國際社會の中に存在して居るのであり、國家主義に關係のある種々のイズム、例えば愛國主義、民族自決主義等の檢討は依然殘されてゐるのである。又國家に最高の價值をおく國家主義は非なりとしても、國家がその正しい職能を果すことを國際政治は拒否してはいない。國家がそのあるべき地位に於てその存在を保つことは、むしろ國際政治の發展のため躓きの石ではなくして却つて大切な隅石となるであらう。而も今は正に國際主義全盛ならんとしているが、國家主義はかつて世界に支配的の理念であつた歴史的意義を忘れてはならないのである。國際主義は國家主義のアンチテーゼとして生れたものであつて、これが如何に世界主義に止揚せられるかを考える時、國家主義の檢討は依然重要である。國際政治學に於ける國家主義と國際主義との對決問題は、恰も國內政治に於ける個人主義と社會主義の對抗とその比を同じくするも

のである。それは亦、恰も健全な個人主義が國家行政にとつて有用であるのと同じく、健全な國家の存在は國際政治に缺くべからざるものである。國家の國內體制の成長民主化は、國際政治の發達に絶對に必要であり、國家の獨裁化不健全は必然に國際政治を不安定にする。國內政治と國際政治は單に外的機構的につなかりをもつばかりでなく、根本的な密接な關聯をもつている。それは單に國家間の關係にはあらずして、國家の中の人民相互の關係にあり、主權の變革、國家の變容も結局この國境をこえての人民の結合が重要なのである。インターナショナル世界労働者の團結の重要性もこゝにあるのである。人民の平和なくして國際の平和のある筈はないのである。

最後に考へねばならないことは、國家主義に代つて直ちに國際主義を世界觀的に――國際政治的とはいふまでもない所であるけれども――指導理念として把握し得るかということである。我々は血縁家庭の愛から漸次その範圍を擴大して郷土愛、祖國愛まで連續的に進んで行くことを疑わない。然し今國家主義否定されて國際主義がおきかえられた時、人は祖國愛を除外して之をこえて直ちに人類愛に到達し得るであらうか。國家と人類との間には越えがたい溝渠があるという論は根強い力をもつてゐる。然るに、この國家という媒介を除き去つて國家以上の高次の存在への移行は認められるであらうか。この二者の間には、普遍的秩序の要請に於て、何者かと存在すべきではないかと思われるのである。こゝに於て國家主義が否定されても尙、祖國愛の存在理由を主張したのである。祖國愛又は愛國主義は、國家主義と密接な關係をもつてゐるのであつて、郷土愛と國家主義が單純に結びついて祖國愛は愛國主義になるべきは確かにあるのである。然し祖國愛はかくの如く政治的國家主義と關聯あり乍ら、その根本概念に於て異つてゐるのではないであらうか。祖國と國家とが異なるのであれば、祖國愛と國家を愛することは異なる。そこで國家主義が否定されても、當然祖國愛が否定されることにはならない。祖國と國家とは區別さるべく、前者は傳統的文化的非政治

的觀念であり、後者は政治的觀念であると通常いわれるが、これは亦「國」(country)と國家 (state)との區別に似てゐるけれども異なるのである。國の場合は國民の住む場所という地理的意味に重點がおかれてゐるのである。(Stephen Dugan; League of Nations, Article by Barns, p. 163)

然し祖國は、國や國家の觀念をこえたものである。それはそこで人が生れ、育ち、生を營んで且死んで行く基本的な土地を愛する人類に普遍的な感情に根ざす具體的な現實である。之に對して國家は人が生を營むために作り出したいわば人為的な機構である。(Fortunat Stowinski; Nationalisme ou Patriotisme Chap. 1)祖國と國家を我々は混同し勝ちであるが、兩者はカテゴリーを異にするものである。祖國を愛することと國家を愛することは異なる。國家と祖國を同一視し、國家を祖國にまで高めて愛することの誤りを知らねばならない。祖國愛は人類普遍の眞理に基づく自然の愛である。祖國愛は郷土愛の擴大延長したものであるからそれは更に世界人類愛に通ずることを、普遍的秩序の要請に於て肯定し得るのである。

かくて、我々は祖國を愛することに於て、國家を超えて、人類を愛すべく、又世界の秩序統一に參與すべきである。祖國の觀念は政治學的科學的觀念でないかも知れない。而も敢てこれを導入する所以は、國家に對して不當な價値を與へることなく、たとそのあるべき所の制度的價値を認めることによつて、國家主義を國際政治學から解放する課題に資せんとするに他ならない。そして國家主義がその存在の意義を失つたその後の空虚を、祖國という普遍的存在を以てうめることにより、國家主義にまつわる愛國主義を純化したと思ふのである。

モンテスキューは、法の精神の冒頭に於て、「共和政に於て徳性と呼ぶものは祖國の愛即ち平等の愛である。それは道徳的徳性でもなく、基督教的徳性でもなく、政治的徳性である。そしてこれが共和政體を動かす發條なのだ。宛も

名譽が君主政を動かす發條であるやうに。」(宮澤俊義譯岩波文庫上卷三〇頁)と述べ、更に又、「私は眞に愛國的精神をもつてゐる。私は、私がそこで生れたからではなく、宇宙であるこの偉大な祖國パトリオットの土の一部であるが故に私の國を愛するのである。私は又、その祖國に屬する人々が、知ることが出來、又愛することが出來るすべての創造物の上、その愛情をひろげるべきだと信ずる。眞に愛國的精神をも。」と言つてゐるが、我々はかゝる意味の祖國愛をもつとき、始めて、國家主義を超えて眞に國際主義の道を往くことが出來るのではないであらうか。そしてそれは亦、世界主義にも通ずるものと思われるのである。(完)